

# 公立大学法人下関市立大学におけるネーミングライツに関する基本方針

2021年12月13日制定

## 1. 趣旨

この基本方針は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係わるネーミングライツ（命名権）を付与することに関し、その基本的な事項を定める。

## 2. 目的

ネーミングライツ事業は、本学との協定により施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク、愛称等（以下「愛称等」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本学の教育研究環境を向上させることを目的とする。

## 3. 対象となる施設等

対象となる施設等は、当該施設等を管理する部局と協議の上、決定するものとする。

## 4. 愛称等の付与の範囲

本学の規程で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、混乱を避けるため、協定期間中の愛称等の変更は原則認めないものとする。

## 5. 応募資格

応募資格を有するものは、法人又は法人格のない団体、個人とする。

## 6. 募集方法等

ネーミングライツ・パートナーの募集は、公募によるものとし、募集に係る必要な事項は募集要項によるものとする。

## 7. 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、本学とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

## 8. 協定期間

協定期間は、個々の協定ごとにこれを定める。

## 9. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設ごとに決定するものとする。

## 10. 愛称等の表示に係る費用の負担

愛称等の表示に係る看板等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

## 11. 本学の責務

本学は、ネーミングライツ・パートナーが付与した愛称等に関し、学内外における呼称として本学のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

## 12. ネーミングライツ・パートナーの責務

ネーミングライツ・パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、付与した愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

## 13. 協定の解除

本学は、ネーミングライツ・パートナーが応募資格の要件を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合は、協定を解除することができるものとする。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。

## 14. その他

この基本方針の実施にあたり、募集等に係る必要な事項は、別途定める募集要項によるものとする。